

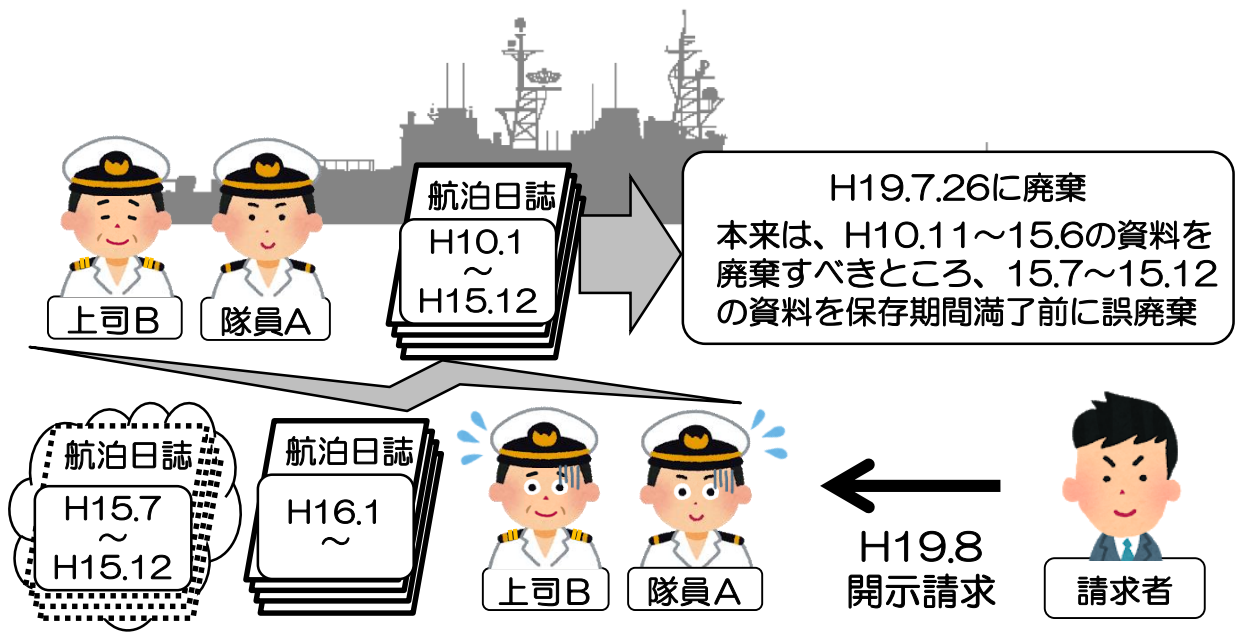
事例：保存期間満了前の行政文書の誤廃棄

【概要】【内閣府の文書管理に係る隊員研修で教材として使用されている事例】

平成19年7月、隊員A及び上司Bは、艦船内の倉庫整理に伴い、航泊日誌（平成10年1月～平成17年12月）を見つけ、平成15年12月分までを廃棄しました。しかし、規則上、航泊日誌は、最後の記載をした日から4年間保存するものとされており、平成15年7月～12月分については保存期間満了前であり、誤って廃棄したものでした。

その後、平成19年8月、行政文書の開示請求を受け、関係文書を特定中のところ、同文書を誤廃棄したことが確認されました。

その結果、隊員Aと上司Bを含む関係者は管理責任等を問われ、注意4名、口頭注意1名の注意処分等となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
保存期間満了前の行政文書の廃棄	公文書管理法第6条 (保存)